



この工事現場で働く みなさんへ

この工事には中野区公契約条例による
1時間あたりの最低賃金が
定められています。下の表で確認を。

✔ Please check your wages.



令和6年度 中野区労働報酬下限額 (工事または製造の請負契約の最低賃金)

該当する職種の額をご覧ください

No.	職種名	1時間あたり	No.	職種名	1時間あたり	No.	職種名	1時間あたり
1	特殊作業員	3,183円	19	トンネル特殊工	3,813円	37	はつり工	3,217円
2	普通作業員	2,857円	20	トンネル作業員	3,307円	38	防水工	3,847円
3	軽作業員	1,980円	21	トンネル世話役	4,320円	39	板金工	3,645円
4	造園工	2,913円	22	橋りょう特殊工	3,701円	40	タイル工	3,521円
5	法面工	3,555円	23	橋りょう塗装工	3,780円	41	サッシ工	3,420円
6	とび工	3,510円	24	橋りょう世話役	4,331円	42	屋根ふき工	3,645円
7	石工	3,532円	25	土木一般世話役	3,487円	43	内装工	3,521円
8	ブロック工	3,285円	26	高級船員	4,117円	44	ガラス工	3,363円
9	電工	3,386円	27	普通船員	3,318円	45	建具工	3,026円
10	鉄筋工	3,476円	28	潜水士	5,310円	46	ダクト工	3,037円
11	鉄骨工	3,150円	29	潜水連絡員	3,881円	47	保温工	2,947円
12	塗装工	3,678円	30	潜水送気員	3,768円	48	建築ブロック工	3,532円
13	溶接工	3,802円	31	山林砂防工	3,453円	49	設備機械工	2,970円
14	運転手(特殊)	3,251円	32	軌道工	6,120円	50	交通誘導警備員A	2,137円
15	運転手(一般)	2,655円	33	型わく工	3,375円	51	交通誘導警備員B	1,867円
16	潜かん工	3,948円	34	大工	3,240円	52	上記以外の職種、未熟練工等	1,540円
17	潜かん世話役	4,680円	35	左官	3,465円			
18	さく岩工	4,005円	36	配管工	3,037円			

※上の表の額は東京都の公共工事設計労務単価を基に設定しています【令和6年2月20日 中野区告示第14号】

❓ 中野区公契約条例とは？

➔ 中野区と事業者が結ぶ契約(公契約)に従事するみなさんの適正な労働条件を確保するため制定した条例です。対象の契約では、労働報酬下限額以上の報酬が支払われることとなります。



❓ ご自分の賃金がこの額よりも低い場合にはどうすればいい？

➔ 中野区または受注者(元請業者・雇用主)にご相談ください。なお、上の表のほか、委託・指定管理協定の令和6年度労働報酬下限額については1時間あたり「1,310円」と別途定めています。

Please visit the official Nakano City website for further information about the Minimum amount of remuneration.



詳しくは区ホームページでご覧になれます。または下記へお問合せを。



問合せ先：中野区総務部契約課契約係

電話 03-3228-8903 FAX 03-3228-5651

